

恵庭市森林又はその周辺の火入れに関する条例の改正について

1. 背景

- 令和7年2月の大船渡市（岩手県）の林野火災を受け、令和7年8月に消防庁が「林野火災の予防及び消火活動について（通知）」を改正
- 林野火災の予防策として、林野火災に関する注意報（以下、「林野火災注意報」）の発令等が示された

2. 恵庭市火災予防条例等の改正（消防本部）【令和7年第4回定例会で議決済。令和8年1月1日より施行】

(1) 恵庭市火災予防条例

- 第30条の9第1項・・・林野火災注意報の新設
- 第30条の9第2項・・・林野火災注意報発令中の火の使用制限（努力義務）を規定
- 第30条の9第3項・・・火の使用制限の区域について規定

(2) 恵庭市火災予防規則

- 第3条の3・・・林野火災注意報の発令基準等を規定
- 【注意報の発令基準】
- ア. 前3日間の合計降水量1mm以下であり、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下
 - イ. 乾燥注意報の発表に伴う法第22条第2項の通報を受けたとき

3. 恵庭市森林又はその周辺の火入れに関する条例の改正（経済部農政課）

(1) 火入れについて

森林やその周囲1km以内の原野などで、造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑の目的で立竹木等を面的に焼却する行為で、市町村長の許可を受けて行うもの

(2) 条例改正の内容

- ①恵庭市森林又はその周辺の火入れに関する火入れ条例（第14条）では、火入れの許可期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合は火入れを中止しなくてはならないこととしているが、今回の恵庭市火災予防条例等の改正を受け、この火入れの中止要件に「林野火災に関する注意報の発令」を追加する
- ②同条第1項および第2項における「異常乾燥注意報」（旧称）を現名称である「乾燥注意報」に修正する

恵庭市森林又はその周辺の火入れに関する条例（現行）

（火入れの中止）

- 第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。
- 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、異常乾燥注意報若しくは火災警報が発令されたときは、速やかに消火しなければならない。